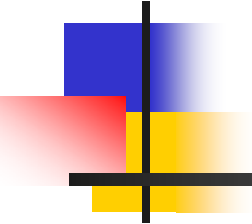


インターネット・サービス・プロバイダの 責任の在り方について



平成20年10月14日

社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 会長代理

桑子 博行



「プロバイダ責任制限法」の概要

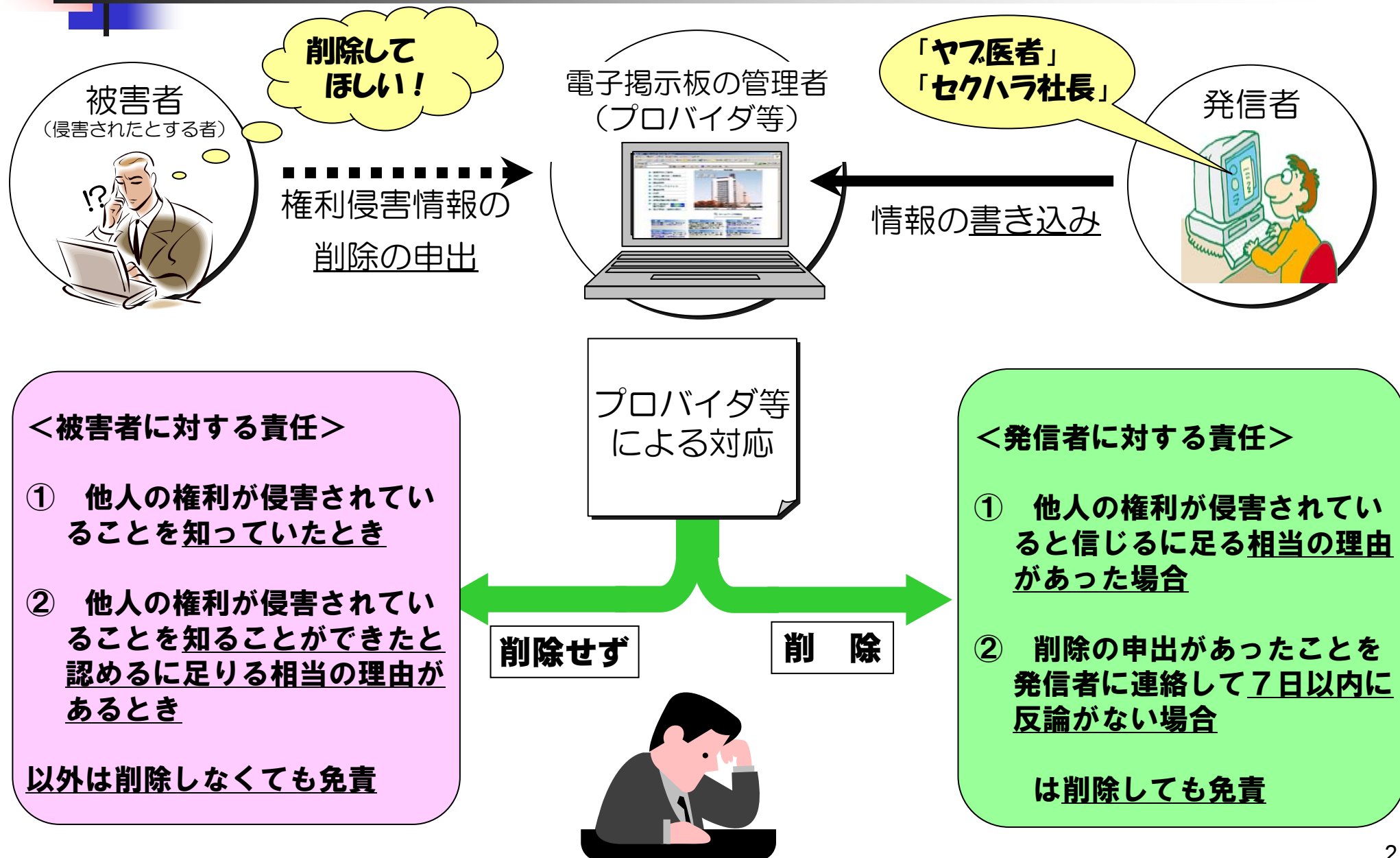
○ インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害など、特定の者の法益が侵害される情報が流通した際に、

- ① 電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）が当該情報を削除しても（しなくても）免責される基準を明確化
- ② 被害者が、電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）に対し、匿名で当該情報を発信した者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設

したもの （全4条）

※正式名称・・・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成14年5月27日施行）

権利侵害情報の削除（第3条）



発信者情報の開示請求（第4条）

① 請求者の権利侵害
が明らかであること

② 損害賠償請求の行使
その他開示を受け
べき正当な理由が
あること

の両要件を満たせば
開示を請求できる

電子掲示板の管理者
（プロバイダ等）



※開示に応じないことによる
損害については、故意又は
重過失がなければ、免責

〔 発信者の意思の
確認（原則） 〕

開示しない場合

開示請求

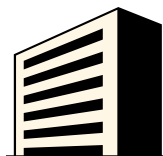
（開示請求の訴え）

被害者

（侵害されたとする者）



裁判所



損害賠償請求したいが
相手が誰かわからない。

「ヤフ医者」
「セクハラ社長」

発信者



損害賠償請求等

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

協議会構成員

電気通信事業者団体等	著作権関係団体	商標権関係団体等	その他の団体	アドバイザー・オブザーバ
テレコムサービス協会 電気通信事業者協会 日本インターネット プロバイダー協会 Yahoo株式会社 株式会社ディー・エヌ・エー 楽天株式会社	コンピューター ソフトウェア著作権協会 日本映画製作者協会 日本映画製作者連盟 日本映像ソフト協会 日本音楽著作権協会 日本放送協会 日本民間放送連盟 日本レコード協会	日本商標協会 日本知的財産協会 ユニオン・デ・ ファブリカン	インターネット協会 デジタルコンテンツ協会 日本知的財産協会 東京都地域婦人団体連盟	学識経験者 ／弁護士 ／弁理士 総務省 文化庁 特許庁

主な成果

(いずれも <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm> を参照)

2002年 5月24日

「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」 公表
 「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 公表

2004年10月 6日

「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 一部改訂

2005年 7月21日

「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」 公表

2007年 2月26日

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」 公表



「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成20年8月末までに、JASRACから約32.5万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

著作権関係信頼性確認団体

認定番号	認定年月日	団体名	対象とする著作物
001	H14.9.30	社団法人日本音楽著作権協会	音楽の著作物
002	H14.9.30	社団法人日本映像ソフト協会	映画の著作物及び、その販売促進等に協される美術の著作物（ジャケット写真、ポスター）等
003	H14.9.30	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	プログラムの著作物（表示画面または映像を含む）
004	H14.9.30	BSA Business Software Alliance, Inc.	ソフトウェア
005	H14.9.30	ビデオ倫理監視委員会	映画の著作物及び美術（ジャケット、ポスター、写真等）の著作物
006	H14.9.30	共同組合日本映画製作者協会	映画の著作物及びその販売促進等に協される美術の著作物
007	H14.9.30	株式会社日本国際映画著作権協会	映画の著作物（劇場公開用のファイル務、レンタル、販売または上映用等のDVD、ビデオカセット等のジャケット、宣伝用のポスター、パンフレット等）
008	H15.1.31	社団法人日本映画製作者連盟	映画の著作物及びその販売促進等に供される美術の著作物（ジャケット写真、ポスター等）
009	H15.1.31	社団法人日本レコード協会	レコード及び映画の著作物並びにそれらの販売促進等に供される美術の著作物及び写真の著作物（ポスター、ジャケット写真等）
010	H15.4.15	共同組合日本シナリオ作家協会	脚本等言語の著作物
011	H19.3.8	株式会社ジャパソ・ライツ・クリアランス	音楽の著作物

JASRACにおける送信防止措置実施状況

対象期間：2002年10月15日から2008年8月31日まで

	通知	対応	未対応
これまでに通知をした 日本国内のプロバイダ	298	290	8
合計	298	290	8

	通知	侵害停止	侵害継続
対象となるウェブサイト数 (カッコ内はプロバイダ数 ※)	4,864 (298)	4,729 (290)	135 (45)
合計	325,517	310,142	15,375

停止措置の内訳	
プロバイダによるアクセス制限	1,690
プロバイダによるウェブサイト削除	1,299
プロバイダによるデータ削除	1,277
発信者によるデータ削除	202
理由不明	261
合計	4,729

※ ひとつのひとつのプロバイダに対し複数の通知をしている場合、通知の時期と集計の時期の関係などにより、一部のウェブサイトについては対応がなされていないことがある。このため、侵害停止プロバイダ数と侵害継続プロバイダ数の合計は通知プロバイダ数とは一致しない。

通知したファイルの内訳	通知	侵害停止	侵害継続
音声データ・演奏情報データ等	166,389	162,089	4,300
着信メロディデータ	18,887	17,557	1,330
動画	3,707	3,606	101
歌詞	136,151	126,507	9,644
その他（着信メロディ入力記号等）	383	383	0
合計	325,517	310,142	15,375

停止措置実施までの平均日数 ※	14.11
-----------------	-------

※ 通知書発送日を起算日とし、JASRACで確認した日までの所用日数の平均



ISPの責任の在り方に関する意見（1）

2001年にプロバイダ責任制限法を作る際、総務省、文化庁それぞれにおいてノーティスアンドテイクダウンの導入も含めて、ISPの責任の在り方について議論が行われたが、最終的には、裁判制度の違い等に鑑みノーティスアンドテイクダウンの導入は適当でないとの結論に至り、現在のプロバイダ責任制限法が立案された。

損害賠償責任の範囲の見直すべきとの主張については、何らかの取組をしている場合など一定の要件を満たす者を免責するという議論はありうると思うが、現行法に問題があるからというのではなく、自主的取組をさらに促進する方法はないかという視点での議論だと考えている。また、法的課題、免責要件や効果の規定の仕方など、見直しにあたって検討すべき課題は多いと認識している。

法の対象が明確であるべきというのは、ISP業界としてもその通りだと考えている。ただ米国においても、バイアコム(Viacom)とユーチューブ(YouTube)がDMCAの対象となるか否かについて訴訟していると聞いているが、どのような法を作ってもある程度は法の線引きの問題は残ってしまうもの。ISP団体としては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。



ISPの責任の在り方に関する意見（2）

技術的な対策手段をとるべきとの主張については、法律で具体的な義務を規定し、幅広くISPにそのような義務を課すことは難しいのではないかと。標準的な水準の技術手段というのを定めるのは難しいし、技術についても変化・進歩していくものである。また、著作権についてのみ法律上特別な扱いをすることが望ましいことかどうかとも議論の余地がある。

立法後はプロバイダ責任制限法に基づいて、各種ガイドラインが、ISP及び関係各社において作成されている。現在、ISP事業者と権利者は定期的に話し合いの場を持っており、ガイドライン等についての検討や情報交換を行っている。現在各種ガイドラインに基づいた運用が、各種事業者においてなされている。

これらを踏まえると、プロバイダ責任制限法の改正よりも、むしろ現行枠組みの延長線上で、各事業者の自主的取組を広げていくことを検討することが現実的である。よって、ISP事業者としては制度改正を望むものではなく、現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考えている。